

平成 29 年不動産鑑定士試験論文式試験

受	験	番	号

氏	名

会 計 学 (問 題) { 満点 100 点
時間 2 時間 (10 時～12 時) }

〔注意事項〕

- 1 問題用紙及び解答用紙は、係官の指示があるまで開けてはいけません。
- 2 これは、問題用紙です。解答は、解答用紙に書いてください。
- 3 問題用紙は表紙を含めて 3 ページ、解答用紙は表紙を含めて 3 ページです。
- 4 解答は、解答用紙の所定の欄に、黒若しくは青のボールペン又は万年筆で丁寧に書いてください。鉛筆等で書くと無効となります。
- 5 答案作成のためのメモ等は、問題用紙の余白若しくは裏面又は解答用紙の裏面を使用してください。
- 6 問題用紙は、本科目終了後、持ち帰ってもかまいません。

* この問題は、平成 28 年 9 月 1 日時点で施行されている法令及び諸規程により出題しています。

問題 1 (50 点)

問 1 資本会計に関する次の各問に答えなさい。

- (1) 株式会社の設立に当たって、定款に発行可能株式総数を4,000株と定め、1株当たりの払込金額を50,000円として、1,000株を発行することとした。そこで、以下の①及び②の事例（それぞれの事例は独立しているものとする。）における資本金と土地（更地）の価額を答えなさい。
なお、いずれの事例においても資本金についてはすべて会社法に定める原則的方法に従うものとする。
 - ① 1,000株のうち900株については金銭による払込みを受け、100株については土地による現物出資を受けることとした。そのため、会社法に定める手続きに従い、定款に土地の価額を500万円と記載し、期日までに金銭の払込みと土地の給付を受けた。
 - ② 1,000株のうち900株については金銭による払込みを受け、100株については土地による現物出資を受けることとした。そのため、会社法に定める手続きに従い、定款に土地の価額を500万円と記載し、期日までに金銭の払込みと土地の給付を受けた。しかし、この土地の時価は100万円であることが判明した。
- (2) 会社法における資本金、準備金及び剰余金という区分と、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」における資本金、資本剰余金及び利益剰余金という区分との関係について、このような相違が生じる理由を踏まえて説明しなさい。
- (3) 会社法上、剰余金の配当を行う場合、その他資本剰余金及びその他利益剰余金を財源とすることが認められているが、これらの財源の違いによる剰余金の配当の会計上の性質の異同について説明しなさい。
- (4) 取得した自己株式の会計処理方法の考え方について説明するとともに、現行制度の会計処理方法がいずれの考え方に立脚しているかについて説明しなさい。

問 2 研究開発費の会計に関する次の各問に答えなさい。

- (1) 現行の会計基準における研究開発費の会計処理方法及びその採用理由について説明しなさい。
- (2) 研究開発費を構成する原価要素について説明しなさい。
- (3) 研究開発の目的で取得された土地、建物及び機械装置の会計処理について、現行の会計基準における方法を説明しなさい。

問題 2 (50 点)

問 1 資産除去債務に関する会計処理について、次の各問に答えなさい。

(1) 次の用語の定義を述べなさい。

- ① 資産除去債務
- ② 有形固定資産の除去

(2) 当該会計処理を行う目的を説明しなさい。

(3) 会社は20X1年4月1日に設備A（耐用年数5年）を2,000万円で取得し使用を開始した。会社には設備Aを使用後に除去する義務がある。会社が設備Aを除去するときの支出は200万円と見積もられている。資産除去債務は取得時にのみ発生するものとし、会社は設備Aについて残存価額0で定額法による減価償却を行っている。割引率は3.0%とする。会社の決算日は3月31日である。この場合において、次の各問に答えなさい。なお、小数点以下は四捨五入するものとする。

- ① 20X1年4月1日に会社が計上すべき有形固定資産及び資産除去債務の額を答えなさい。
- ② 設備Aの1年間の減価償却費を答えなさい。
- ③ 20X2年3月31日の貸借対照表における資産除去債務の額を答えなさい。

問 2 次の文章は、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」の抜粋の一部である。次の空欄（ア）から（オ）までに入る適切な語句を答えなさい。

本会計基準において「工事契約」とは、仕事の完成に対して対価が支払われる（ア）契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものをいう。受注制作のソフトウェアについても工事契約に準じて本会計基準を適用する。

工事（イ）基準とは、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における（ウ）度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。

工事（エ）基準とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。

原価（オ）法とは、決算日における（ウ）度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における（ウ）度とする方法をいう。

(以下余白)

